

令和7年度 墨田区立八広小学校

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

校長 勝田 光徳

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす。
- (2) すべての児童の「やさしさ」「おもいやり」の心を大切にし、児童一人一人の安心・自信・自由を保障する。
- (3) いじめはどこでも起こり得るという認識に立ち、いじめ発見には全力で取り組み、発見した場合には、迅速かつ慎重に組織的に解決に当たる。
- (4) いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが重要であるという認識のもと、関係機関との密接な連携を図る。

2 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する職責を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

② 所掌事項（本委員会は、次に掲げる項目について協議する）

- 校内のいじめ未然防止対策に関すること
- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策にかかわること
- いじめ発生時における具体的な対応に関すること
- いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること

③ 会議

校内委員会と連携し組織を設け、毎月 1 回定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、いじめ・不登校担当教員、学年主任
養護教諭、S C、関係教員

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校はいじめの未然防止及び発生時における対応機関として、学校サポートチームを置く。

② 所掌事項

- 校外のいじめ未然防止対策に関すること
- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること
- いじめ発生時における具体的な対応に関すること
- いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること

③ 会議

学校運営連絡協議会と連携し、年 3 回定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、P T A 会長、学校運営協議会委員代表

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 「いじめは絶対に許さない」という校内風土を醸成する。
- ② 豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
- ③ 児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ④ 校内研修充実による教職員の意識の向上を図る。
- ⑤ 児童・保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。
- ⑥ 家庭訪問や学校だより等を通じた家庭との緊密な連携・協力を図る。

（２）早期発見のための取組

- ① 児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等、教員のいじめを見抜く観察力の向上を図る。
- ② 定期的な状況調査・教育相談等の実施により、早期におけるいじめの実態把握及び児童・保護者がいじめを訴えやすい環境を整備する。
- ③ 保健室やＳＣからの情報の収集及び電話・面接相談からの情報収集等、相談体制を整備する。
- ④ 教職員全体によるいじめ情報の共有化を図る。

（３）早期対応のための取組

- ① 学校・家庭・地域の連携の下、教職員全員のいじめに対する危機意識の維持と、組織的に解決するための校内体制構築
- ② いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全の確保
- ③ いじめられた児童が落ち着いて授業を受けられる環境の確保
- ④ いじめを行った児童に対する毅然とした指導の徹底
- ⑤ いじめを黙認（傍観）していた児童への指導の徹底
- ⑥ いじめを受けた側の保護者への説明と支援・助言
- ⑦ 保護者会等における情報の共有化
- ⑧ 教育委員会への報告及び関係機関との連携
- ⑨ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

（４）重大事態への対処

- ① いじめられた児童の安全の確保
- ② いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ③ 関係機関や専門家等との相談・連携
- ④ 「出席停止」も視野に入れた対応
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

5 教職員研修計画

- (1) 職員連絡会等における「墨田区いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」徹底
- (2) 夏期休業等を利用したＳＣ、ＳＳＷ等による研修会実施

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) ＰＴＡ役員会等、ＰＴＡ主催研修会等での啓発
- (2) リーフレット「いじめから子供たちを守るために」、学校だより、学年だより、学級だより、ホームページ等による啓発活動の実施

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 問題が家庭内に起因する場合は、ＳＳＷ、子供生活支援センター、区サポートセンター、東京都教育相談センター等との連携
- (2) 問題が地域社会に起因する場合は、地域町会との連携
- (3) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合には警察との連携

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年、学年末に「いじめ防止対策」について全校児童及び保護者からの評価を行う。
- (2) 毎年、学年末に「いじめ防止対策」について学校運営連絡協議会より評価を行う。
- (3) 上記の学校評価の下、毎年必要に応じて基本方針の改善を行っていく。